

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年八月五日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 仁科百貨店児島下の町店

所在地 倉敷市児島下の町五丁目一三八五ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 平成興業有限会社

住所 倉敷市水島高砂町五一一

代表者の氏名 代表取締役 仁科 省吾

3 変更事項

(変更前)

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時三十分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時から午後十時三十分まで

(変更後)

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前八時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後十時三十分まで

4 変更年月日

平成十七年七月三十一日

二 届出年月日

平成十七年七月二十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十七年八月五日から平成十七年十二月五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び倉敷市経済局産業労働部産業振興課